

伊奈町公共事業再評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業着手から一定期間を経過した公共事業について再評価を実施し、その結果に基づいて必要な見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

(再評価の対象とする事業の範囲)

第2条 町が実施する国土交通省(以下「国」という。)の所管事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての補助事業(以下「対象事業」という。)を再評価の対象とする。

(再評価を実施する事業)

第3条 対象事業のうち再評価を実施する事業(以下「実施事業」という。)は、国が定める再評価実施要領に掲げられている事業とする。ただし、当該年度内に完了する見込みである対象事業については、これを再評価の対象から除外するものとする。

(評価手法)

第4条 再評価の評価手法は、国が策定した評価手法を用いるものとする。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合は、国又は県と評価手法を協議の上、再評価を実施するものとする。

(事業課の事務)

第5条 実施事業を主管する事業課は、前条の評価手法により再評価を行うとともに、対応方針案を作成するものとする。

(公共事業評価委員会の設置)

第6条 再評価の実施にあたり、町が作成した対応方針案について第三者からの意見を求める機関として、伊奈町公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織及び運営等)

第7条 委員会の組織及び運営等については、町長が別に定める。

(委員会の意見の尊重)

第8条 町長は、委員会からの意見を最大限に尊重しながら対応を図るものとする。

(対応方針の決定)

第 9 条 町長は、実施事業について、当該事業課が作成する再評価に係る資料に基づき、対応方針を決定する。この場合において、必要と認める場合は、国に対して補助金交付等に係る要求を行うものとする。

(評価結果及び対応方針の公表)

第 1 0 条 町長は、再評価の結果及び対応方針を、結論に至った経緯や再評価の根拠等とともに公表するものとする。

(報告)

第 1 1 条 町長は、実施事業に関する対応方針を決定したときは、速やかに埼玉県知事に対し報告するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。